

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
鉄道技術開発費補助金取扱要領実施細目

平成22年11月18日機構規程第63号  
平成23年 8月 3日機構規程第20号  
平成24年 4月 5日機構規程第 2号  
令和 3年3月31日機構規程第101号  
改正 令和4年12月26日機構規程第41号

(総則)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金取扱要領(平成15年10月1日機構規程第117号。以下「取扱要領」という。)の実施細目に関しては、取扱要領に定めるもののほか、この実施細目によるものとする。

(軽微な変更の範囲)

第2条 取扱要領第7条第1項の大臣が別に定める軽微な変更の範囲は、補助対象鉄道技術開発の区分内の経費の流用であって、流用先の経費30%以内の増額とする場合とする。

(収益納付)

第3条 取扱要領第8条第4号の大臣が定めるものとは、技術開発実施者が、補助対象鉄道技術開発の完了の日の翌日から5年以内に、当該技術開発の成果の利用によって収益を得た場合であり、かつ、当該事業者が、当該会計年度終了後85日以内に、収益状況報告書(実施細目第1号様式)を機構に提出し、機構が所要の手続きのうえ、当該技術開発実施者に当該技術開発の成果の利用によって相当の収益を得たと認めた場合とする。

2 取扱要領第8条第4号の大臣が定めるところとは、当該技術開発の成果の利用による収益に取扱要領第3条第3項に定める補助率を乗じることとする。

(鉄道技術開発により取得した財産等の処分の制限等)

第4条 取扱要領第17条第2項の規定により理事長が別に定める期間とは、鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める規程(平成22年11月18日機構規程第38号)に定める期間とする。

附 則 この実施細目は、平成22年11月18日から施行し、平成22年度以降の補助金に係る財産から適用する。

附 則 この実施細目の一部改正は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。

附 則 この実施細目の一部改正は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

附 則 この実施細目の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この実施細目の一部改正は、令和 4 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

(実施細目第1号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所  
名 称

鉄道技術開発費補助金に係る収益状況報告書

鉄道技術開発費補助金に係る 年度の収益状況報告書について、独立行政  
法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金取扱要領実施細目第3  
条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 鉄道技術開発課題名
2. 交付総額 円 ( 年 月 日付 第 号確定)
3. 鉄道技術開発の成果の実用化・供与による収益 円

(注)

1. 「交付額」は複数年度分を個々に記載すること。
2. 別紙「収益計算書」を添付すること。

(実施細目第1号様式 別紙)

年度 収益計算書

区 分		金 額 (円)
収 入	売上高	
	工業所有権に係る収入	
	合計	
費 用	売上原価	
	販売費	
	一般管理費	
	実用化に係る開発費	
	その他	
	合計	
収 益		

(注)

1. 収入、費用の各区分の金額は、補助対象事業者の会計事務処理上の区分で最も近似・類似した区分の金額を記入すること。
2. 説明上必要な資料を、適宜添付すること。